

令和5年度事業計画書

I 事業活動方針

本会定款*に定める法人の目的を達成するため、より健全な法人運営に努めるとともに、会員ニーズや社会情勢等に配慮した福利厚生等事業を計画、推進していくこととする。

*定款第3条：この法人は、札幌市政の円滑な運営に協力するとともに、札幌市職員等の福利厚生に関する事業を行い、もって札幌市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

II 事業及び会計区分

定款に基づき実施する事業及びその会計区分は次のとおりとする。

| 事業 | 会計区分 |
|---|---------------------------------------|
| ・札幌市の青少年等がスポーツ及び芸術文化にふれあうための事業 | 実施事業等会計 (公益目的支出計画に基づき実施する事業に関する会計) |
| ・札幌市政の円滑な運営に必要な事業及び札幌市からの受託事業 ・札幌市職員等の福利厚生に関する事業 ・札幌市職員等の相互扶助に関する事業 ・札幌市有施設内における売店及び食堂に関する事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業 | その他会計 (実施事業等会計以外の事業に関する会計) |
| ・法人の管理業務 | 法人会計 (法人の管理業務に関する会計) |

III 令和5年度の主な新規・変更事業等

1 リフレッシュ事業「ベネフィット・ステーション」の優待割引サービスの拡大

| 専用メニュー | 変更内容 |
|--|--------------------------|
| 宿泊・旅行補助 | 補助上限を年度内7人泊分から8人泊分へ拡大 |
| テーマパークチケット購入補助 ※現行メニュー名：東京ディズニーリゾートチケット購入補助 | ユニバーサル・スタジオ・ジャパンを対象施設に追加 |
| 映画館チケット補助 | 補助上限を年度内7枚分から10枚分へ拡大 |

| 専用メニュー | 変更内容 |
|-------------------|---|
| スポーツ施設補助 | RUN NORTH SAPPORO (ランニングステーション) を対象施設に追加 |
| Q u oカードP a y購入補助 | 補助上限を2倍に拡大(上限計2,000円→4,000円) ※購入単位は1枚あたり1,000円→5,000円に変更 |

2 保険事業「グループ保険制度(重病克服支援制度)」の保障内容の充実

加入者の健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする「健康サポート・キャッシュバック特約」を保障に付加し健康増進を支援する。

3 会費の改定

働き方改革関連法の趣旨を踏まえつつ持続可能な福利厚生制度を推進するため、令和5年度から会費を改定する。

| | 現行 | 改定内容 |
|-------|--------------------|--|
| 正会員 | 定率(給料月額×1000分の5) | 全会員定率 (給料月額(報酬)×1000分の5.5) ※円未満切捨て |
| 準会員 | 定額(1,260円又は1,640円) | |
| 再任用会員 | 定額(1,640円) | |

※準会員のうち、時間額及び日額パートタイムの者は別途調整措置を施す。

IV 令和5年度 事業の概要

1 札幌市の青少年等がスポーツ及び芸術文化にふれあうための事業【実施事業等会計】

スポーツ及び芸術文化の各分野において、札幌の未来を担う青少年等を対象とした事業を実施することによって、青少年等の豊かな感性の醸成や札幌のスポーツ及び芸術文化の各分野を世界に発信することに資するための事業の実施又は各種助成を行う。

【事業対象】

札幌市内の青少年等

【事業内容】

- ・ 青少年等がスポーツ及び芸術文化にふれあう機会を提供する事業
- ・ 青少年等がスポーツ及び芸術文化の指導者の指導を受ける機会を提供する事業
- ・ その他事業目的に適する事業

【実施方法】

本会が主催又は共催して事業を実施するほか、事業目的を達成する各種団体の事業に対して、助成金等を支出する。

2 札幌市職員等の福利厚生に関する事業【その他会計】

(1) リフレッシュ事業

会員・家族の健康増進及び元気回復を積極的に推進し、明日への鋭気を養うため次の事業を実施する。

| 項目 | 概要 |
|-------------|---|
| 優待割引サービス | 優待割引サービス事業者が提供するサービス「ベネフィット・ステーション」に加入し、様々な優待割引サービスを会員・家族に提供する。 |
| らくらく交流応援プラン | 職場単位や家族単位で参加できる助成事業やチケット補助・幹旋事業を実施する。 |
| リゾート施設 | 本会が共有持分権を有する星野リゾート・トナム「ザ・タワー」の宿泊サービスを会員・家族に提供する。 |

(2) 教養文化事業

会員・家族の趣味及び教養等の普及を図るとともに、会員相互の親睦を深めるための事業を実施する。

ア 庁内大会（本会主催）の実施

| 実施予定時期 | 大会名 |
|--------|------|
| 5月、11月 | 将棋大会 |
| 2月 | 囲碁大会 |

イ 文化系同好会に対する補助

| 項目 | 概要 |
|--------------|--|
| 同好会運営費補助 | 同好会活動を援助するために運営経費の一部を補助する。 |
| 大会への参加に対する補助 | 会員が札幌市役所を代表して、全道・全国大会等に出場するとき、これに係る経費の一部を補助する。 |

(3) 体育・レクリエーション奨励事業

会員及び家族の健康づくり及び元気回復を図るとともに、会員相互の親睦を深めるための事業を行う。

ア 職場交流活性化事業

局（区）単位又は局（区）を横断して、元気回復及び親睦・研修等を目的に会員が交流するための自主的な事業について、その経費の一部を補助する

イ 庁内大会の実施（※は札幌市との共催事業として実施）

| 実施予定時期 | 大会名 | 実施予定時期 | 大会名 |
|--------|----------|--------|-----------|
| 6月 | ※テニス大会 | 10月 | ※バレーボール大会 |
| | ゲートボール大会 | | |

| | | | |
|----|-----------|-----|-------------|
| 7月 | ※駅伝大会 | 11月 | ※ボウリング大会 |
| 8月 | ※サッカー大会 | 12月 | ※ドッジボール大会 |
| 9月 | ※野球大会 | 2月 | ※卓球大会 |
| | ※バドミントン大会 | | ※バスケットボール大会 |
| | ※ソフトボール大会 | 3月 | ※フットサル大会 |

ウ 体育系同好会に対する補助

| 項目 | 概要 |
|--------------|--|
| 同好会運営費補助 | 同好会活動を援助するために運営経費の一部を補助する。 |
| 大会への参加に対する補助 | 会員が札幌市役所を代表して、全道・全国大会等に出場するとき、これに係る経費の一部を補助する。 |

- (4) 永年会員記念事業
会員期間 10・20・30 年に達した者に永年会員記念品として旅行補助券を贈呈する。
- (5) 悩み事相談事業
会員や家族の心配ごと、心の健康のこと、法律問題などの相談に専門員が対応する。
- (6) 体育施設運営事業
拓北野球場及び川下グラウンドを管理運営する。
- (7) 健康増進事業
脳血管疾患の予防・早期発見を目的に、「脳ドック検診」の受診を希望する会員に対し、検診費用の助成を行う。

3 札幌市職員等の相互扶助に関する事業【その他会計】

- (1) 介護休暇助成事業
介護休暇取得に係る休業を補償するため、一定の助成を行う。
- (2) 社会福祉貢献事業
「社会貢献活動」を行う会員のグループや被災地で救助活動や復興活動など「ボランティア活動」を行う会員に対する支援を目的に助成を行う。
- (3) 援護事業（慶弔金等）
結婚祝金、出産祝金、小・中学校入学祝金、銀婚祝金、弔慰金、住宅災害給付金、重度障害給付金及び育児休業見舞金を給付する。

(4) 保険事業

保険料の割引が受けられる団体契約及び団体扱の保険加入を会員に推奨する。

| 保険の種類 | 募集・契約開始時期 |
|---|--|
| 団体契約 | |
| グループ保険制度 グループ保険 医療費支援制度 傷害保険 | 募集① 前年度2～4月 ・8月1日契約開始 ・1年契約で自動更新 |
| 総合リスクサポート制度 退職後継続保障制度 重病克服支援制度 長期療養収入補償制度 健康づくりサポート | 募集②（中途加入）10月 ・翌年2月1日契約開始 ・翌年8月1日更新、以後1年契約で自動更新 |
| 総合医療サポート制度 総合医療サポート制度（基本型） 医療保障保険 疾病オプション 親の介護オプション | 募集① 10月 ・翌年2月1日契約開始 ・1年契約で自動更新 募集②（中途加入）前年度2～4月 ・8月1日契約開始 ・翌年2月1日更新、以後1年契約で自動更新 |
| 積立年金保険 | ・8月1日契約開始 ・1年契約で自動更新 |
| 火災共済（都市生協） | 随時加入 ・加入月～3月31日の契約 ・以後1年契約で4月1日自動更新 |
| 自動車共済（都市生協） | |
| 団体傷害・団体ゴルファー保険 | |
| 団体扱 | |
| アフラックのがん保険・医療保険 | } 随時加入 |
| 全労済のこくみん共済 | |
| アクサ生命の医療保険・ガン治療保険 | |
| 生命保険各社の一般生命保険 | |
| 損害保険各社の自動車保険・損害保険 | |

(5) 貸付金事業

提携金融機関による「福利厚生会会員専用ローン」を会員に斡旋する。

4 札幌市有施設内における売店及び食堂に関する事業【その他会計】

本庁舎、各区役所等において、売店・食堂の管理運営を行う。(ホームページ上に売店・食堂の日替りメニューやイベント情報、新商品情報等を掲載し、利用促進を図る。)

5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業【その他会計】

(1) 広報事業

ア 本会の各種事業等の紹介を行うため、「福利だより(毎月)」などを発行する。

イ 本会の業務運営の透明化を図るため、ホームページにおいて業務内容及び財務状況を公開する。

ウ 各種事業への参加を促進するための広報誌、ホームページを活用したPR強化について、その具体的な手法を試行、実効性を検証し広報の充実に努める。

(2) 公益的法人等への派遣会員に対する助成事業

「公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第34号)」に基づき公益的法人等に派遣された会員について、派遣先団体からの負担金をもとに、災害補償、医療給付等に関する助成を行う。